

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社タカミヤ

上記各事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.takamiya.co/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）

回次	行使 価額	目的となる株式の種類 及び数	新株予約権 の個数	権利行使期間	保有者数	保有個数
第4回	1円	普通株式 新株予約権1個につき400株	900個	2011年7月16日から 2041年7月15日まで	取締役 4名	900個
第6回	1円	普通株式 新株予約権1個につき400株	1,060個	2012年7月18日から 2042年7月17日まで	取締役 4名	900個
第7回	1円	普通株式 新株予約権1個につき200株	1,060個	2013年8月14日から 2043年8月13日まで	取締役 4名	900個
第8回	1円	普通株式 新株予約権1個につき200株	420個	2014年7月17日から 2044年7月16日まで	取締役 4名	360個
第9回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	980個	2015年7月17日から 2045年7月16日まで	取締役 5名	780個
第10回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	942個	2016年7月20日から 2046年7月19日まで	取締役 5名	754個
第11回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	627個	2017年7月19日から 2047年7月18日まで	取締役 6名	591個
第12回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	471個	2018年7月18日から 2048年7月17日まで	取締役 6名	445個
第13回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	420個	2019年7月18日から 2049年7月17日まで	取締役 6名	420個
第14回	1円	普通株式 新株予約権1個につき100株	1,295個	2020年7月17日から 2050年7月16日まで	取締役 6名	1,295個

- (注) 1. 新株予約権の行使条件及びその他条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定める「新株予約権割当契約書」によるものとする。
2. 2013年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されております。
3. 2015年1月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより同日以降に新株予約権を行使する際には、新株予約権の目的となる株式数、行使に際して出資される財産の価額がそれぞれ分割割合に応じて調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画の相当性、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し検討した上で、前事業年度監査実績・監査報酬、同業他社の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等それらの観点から監査を遂行するのに不十分であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスクマネジメント基本規程」により、リスクカテゴリー毎の担当部署を定める。
 - (2) 総務部をリスクマネジメント担当部署に定め、全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - (3) 内部監査室が各部門のリスクマネジメントの状況を監査し、その結果を定期的に社長及び監査役に報告する。
2. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役・執行役員はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。
 - (2) 月次の業績は情報システムの活用により迅速にデータ化することで、担当取締役及び取締役会に報告する。
 - (3) 取締役会は、毎月、目標の進捗状況をレビューし、目標達成を阻害する要因を改善することにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
3. 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンス体制に関する規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (2) 総務部をコンプライアンス担当部署と定め、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その徹底を図るため役職員教育等を行う。
 - (3) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に社長及び監査役に報告する。
 - (4) 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。コンプライアンスの状況を監査する。
 - (5) 反社会的勢力に対しては、「企業行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びに「反社会的勢力等排除規程」において組織としての対応方針を明確にし、一切の関係を持たない。反社会的勢力から接触を受けたときは、直ちに所轄警察、企業防衛連合協議会等の機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携して対処する。
4. 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 「文書管理規程」に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 重要な会議の議事録
 - ④ 予算統制に関するもの
 - ⑤ 会計帳簿、会計伝票に関するもの
 - ⑥ 官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
 - ⑦ 稟議書
 - ⑧ 契約書
 - ⑨ その他文書管理規程に定める文書
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

5. 子会社各社の取締役の職務に係る事項の当会社への報告に関する体制
子会社各社は、「関係会社管理規程」に従い、株主総会、社員総会の付議議案、取締役会の決定事項、当該会社の財産に著しい増減、変動をきたす事項、期末現在の従業員数、月次決算書、営業上重要な事項及び会社の信用に重大な影響を与える事態、重大な事故の発生した場合について、当会社に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 当会社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する。
 - (2) 前項の使用人の監査役補助業務遂行について、取締役はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当会社は、監査役がその職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 当社グループの取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - (2) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - (3) 監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役は次に定める事項を報告する。
 - ① 重要な会議で決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ④ 内部監査状況
 - ⑤ リスクマネジメントに関する重要な事項
 - ⑥ 重大な法令・定款違反
 - ⑦ コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容
 - (4) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
 - (5) 取締役及び使用人は、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役へ伝達しなければならない。内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を明文化する。
9. 監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当会社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査室は監査の方針、計画について監査役会と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査役会と緊密に連携する。
- (2) 会計監査人は定期的に監査結果の報告を監査役会に行う。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

なお、当事業年度においては、取締役会を19回（臨時取締役会及び書面決議を含む）、監査役会を11回（臨時監査役会を含む）、執行幹部会議を12回開催し、法令・定款への適合性と業務の適正性の観点から審議を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行体制

「取締役会規程」に則り、取締役会を19回（臨時取締役会及び書面決議を含む）開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行っております。また、社外取締役により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

なお、取締役会議事録や稟議書等の関連情報は「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理され、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備しております。

ハ. コンプライアンスの推進及びリスクの管理

当社はコンプライアンス推進とリスク管理体制を構築するため、「コンプライアンス・マニュアル」及び「企業行動規範」並びに「リスクマネジメント基本規程」を制定しております。入社時研修や全従業員を対象としたコンプライアンス研修の実施、社内外の複数の通報窓口の運営等により、コンプライアンス体制の整備を継続的に行っております。なお、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を「内部統制基本方針」及び「内部通報規程」に明記しております。

また、内部監査室が各部門におけるリスクを監査するほか、リスクマネジメント担当部署である総務部がリスク・コンプライアンス委員会を開催し、各部門におけるリスク及び従業員等の法令順守状況について把握・管理しております。

ニ. 当社グループの管理

当社グループ各社は毎月子会社会議を開催するほか、年1回のグループアライアンス会議を実施し、月次業績及び重要な決議事項等を随時報告しております。

また、当社グループ各社の株主総会及び取締役会決議事項等につきましては、当社取締役会において審議を行っております。また、内部監査室が当社グループ各社の内部統制監査及び業務監査を実施しております。

ホ. 監査役の監査体制

監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では法令、定款及び当社「監査役会規程」に基づいて重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び経営会議等の重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対して監査指摘事項を提出することとしております。

連結株主資本等変動計算書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,050,114	1,908,539	15,186,825	△3,331	18,142,147
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△651,979		△651,979
親会社株主に帰属する 当期純利益			857,528		857,528
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	205,548	－	205,548
当 期 末 残 高	1,050,114	1,908,539	15,392,373	△3,331	18,347,696

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 額 調 整	退 職 給 付 調 整 額 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	16,282	△15,334	△23,183	△65,508	△87,743	306,115	137,286	18,497,805
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△651,979
親会社株主に帰属する 当期純利益								857,528
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	39,079	8,897	△81,204	26,894	△6,333	51,346	20,510	65,524
連結会計年度中の変動額合計	39,079	8,897	△81,204	26,894	△6,333	51,346	20,510	271,072
当 期 末 残 高	55,362	△6,436	△104,388	△38,613	△94,076	357,461	157,797	18,768,878

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

株式会社イワタ

株式会社キャディアン

株式会社ヒラマツ

株式会社青森アトム

株式会社トータル都市整備

ホリーコリア株式会社

ホリーベトナム有限会社

株式会社ネクステック

D I M E N S I O N - A L L I N C .

株式会社ナカヤ機材

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社 S R G 福島

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 該当ありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社は、株式会社 S R G 福島他 3 社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品・製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

主として最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

賃貸資産 3 ～ 8 年

建物及び構築物 7 ～ 31 年

機械装置及び運搬具 4 ～ 17 年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年で均等償却する方法を採用しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、ソフトウェア（自社使用）について社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、在外連結子会社については、個々の債権の回収可能性を検討し計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

二. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

ハ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

二. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

ホ. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ヘ. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年以内の定額法により償却を行っております。

ト. 退職給付に係る負債の計上基準

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

エ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社イワタの事業年度末日は3月20日、ホリーベトナム有限会社、DIMENSION-ALL INC. は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結会計年度末日3月31日までの差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました無形固定資産の「リース資産」、投資その他の資産の「会員権」は重要性が乏しくなったため、それぞれ無形固定資産の「その他」、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外費用の「デリバティブ評価損」は当連結会計年度においては「デリバティブ評価益」となり、かつ、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失一千円、有形固定資産27,480,458千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

地域ブロックごとに減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が識別された地域ブロックに関して、減損損失の認識の判定を行っております。認識の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローが当該資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。また、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画に基づいて行っております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた取締役会によって承認された事業計画の主要な仮定は、レンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率及び各地域ブロックの営業利益率です。その他、関連する外部情報や、過去の実績等も考慮して算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しを2022年3月期以降と想定し、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき会計処理を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、収束までの期間が長期化した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定であるレンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率については、見積りの不確実性が高く、その変動に伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積り額が減少することにより、翌連結会計年度において当該固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 774,723千円(繰延税金負債と相殺前の金額は1,024,174千円)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、課税所得の見積りは、取締役会によって承認された事業計画・中期経営計画に基づいて行っております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる取締役会によって承認された事業計画の主要な仮定は、レンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率及び各地域ブロックの営業利益率です。その他、関連する外部情報や過去の実績等も考慮して算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しを2022年3月期以降と想定し、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づき会計処理を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、収束までの期間が長期化した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定であるレンタル事業における賃貸資産の稼働率及び販売事業における市場規模・占有率については、見積りの不確実性が高く、その変動に伴い、課税所得の見積り額が減少することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 26,706千円 |
| 土地 | 115,331千円 |
| 計 | 142,037千円 |
- 上記物件について、短期借入金195,600千円の担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 32,439,120千円
- (3) 受取手形裏書譲渡高 13,229千円
- (4) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額 68,265千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額
島根県松江市	—	のれん	108,517千円

当該資産は、株式会社ナカヤ機材の株式取得時に将来の超過収益力を前提に計上しておりましたが、営業活動による収益性の低下が認められるため、帳簿価額を減損損失として特別損失に計上しました。

当社グループの減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。具体的には当社の事業用資産は主として地域性をもとに区分した地域ブロック単位毎に、賃貸用資産は物件毎に、資産のグルーピングを行っており、本社、厚生施設等については、共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	46,577,000	—	—	46,577,000
自 己 株 式				
普 通 株 式	7,020	—	—	7,020

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決 議)	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額 (円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年5月12日 取 締 役 会	普 通 株 式	372,559,840	8.0	2020年3月31日	2020年6月9日
2020年11月6日 取 締 役 会	普 通 株 式	279,419,880	6.0	2020年9月30日	2020年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (円)	配 当 の 原 資	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年 5月12日 取 締 役 会	普 通 株 式	372,559,840	利益剰余金	8.0	2021年3月31日	2021年6月9日

- (3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,400,500株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
① 現金及び預金	8,032,422	8,032,422	—
② 受取手形及び売掛金	11,675,180	11,675,180	—
③ 投資有価証券 その他有価証券	257,703	257,703	—
④ 支払手形及び買掛金	5,668,637	5,668,637	—
⑤ 短期借入金	3,478,440	3,478,440	—
⑥ 1年内償還予定の社債	871,000	890,343	19,343
⑦ 1年内返済予定の長期借入金	6,308,335	6,348,758	40,422
⑧ 社債	3,278,000	3,266,993	△11,006
⑨ 長期借入金	11,354,482	11,352,313	△2,169
⑩ デリバティブ取引（*）	(8,078)	(8,078)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥1年内償還予定の社債、⑧社債

社債の時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦1年内返済予定の長期借入金、⑨長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑩デリバティブ取引

イ. ヘッジ会計が適用されていないもの

区分…市場取引以外の取引

デリバティブ取引の種類等…通貨オプション取引（売建・買建）

為替予約取引（買建）

時価の算定方法…取引先金融機関から提示された価格によっております。

ロ. ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法…原則的処理方法を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

デリバティブ取引の種類等…金利スワップ取引（支払固定・受取変動）

主なヘッジ対象…借入金

時価の算定方法…取引先金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額247,195千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	391円96銭
(2) 1 株当たり当期純利益	18円41銭

株主資本等変動計算書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
						別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,050,114	1,088,114	811,492	1,899,606	76,812	2,010,000	11,798,406	13,885,218
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△651,979	△651,979
当 期 純 利 益							805,741	805,741
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変 動 額（純 額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	153,761	153,761
当 期 末 残 高	1,050,114	1,088,114	811,492	1,899,606	76,812	2,010,000	11,952,168	14,038,980

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△3,331	16,831,608	32,835	△15,334	17,501	306,115	17,155,224
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		△651,979					△651,979
当 期 純 利 益		805,741					805,741
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変 動 額（純 額）			30,487	8,897	39,385	51,346	90,731
事業年度中の変動額合計	－	153,761	30,487	8,897	39,385	51,346	244,493
当 期 末 残 高	△3,331	16,985,370	63,323	△6,436	56,886	357,461	17,399,718

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品・製品・仕掛品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

賃貸資産 3～8年

建物及び構築物 7～31年

機械装置及び器具備品 4～17年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

④ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

⑤ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、区分掲記しておりました無形固定資産の「ソフトウェア仮勘定」「リース資産」、投資その他の資産の「破産更生債権等」「長期前払費用」「会員権」、流動負債の「預り金」、固定負債の「負ののれん」は重要性が乏しくなったため、それぞれ無形固定資産の「その他」、投資その他の資産の「その他」、流動負債の「その他」、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「負ののれん償却額」、営業外費用の「社債利息」は重要性が乏しくなったため、営業外収益の「雑収入」、営業外費用の「支払利息」に含めて表示しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りに関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失一千円、有形固定資産22,904,826千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 267,391千円(繰延税金負債と相殺前の金額は329,628千円)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	29,554,612千円
(2) 手形債権流動化に伴う買戻し義務額	68,265千円
(3) 銀行借入に対する連帯保証	1,326,000千円 (410,000千ペソ及び4,000,000千ウォン)
(4) リース債務に対する連帯保証	992,223千円
(5) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	906,084千円
長期金銭債権	2,365,566千円
短期金銭債務	420,350千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引	
営業取引による取引高の総額	5,397,955千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	278,001千円
(2) 関係会社株式評価損	
関係会社株式評価損はD I M E N S I O N - A L L I N C. の株式減損処理に伴う評価損であります。	

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	7,020	—	—	7,020

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	(単位：千円)
貸倒引当金	8,960
投資有価証券評価損	138,950
未払事業税	16,356
賞与引当金	76,898
退職給付引当金	195,540
長期未払金	44,344
株式報酬費用	109,311
減価償却超過額	1,882
繰延ヘッジ損益	2,835
その他	101,045
繰延税金資産小計	696,126
評価性引当額	△366,497
繰延税金資産合計	329,628
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△27,467
その他	△34,769
繰延税金負債合計	△62,237
繰延税金資産の純額	267,391
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(単位：%)
法定実効税率	30.58
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.06
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.09
評価性引当額	2.07
住民税均等割	3.13
その他	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.82

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ホリーベトナム(有)	所有 直接 100.0	役員の兼任	資金の貸付	－	流動資産その他	62,778
						長期貸付金	1,284,462
子会社	DIMENSION-ALL INC.	所有 直接 100.0	資金の貸付等	資金の貸付	－	長期貸付金	631,104
				債務保証(注)2	1,927,023	－	－

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
個人主要株主	高宮東実(注)3	(被所有) 直接 11.5	名誉会長業務の委嘱(注)3	名誉会長業務の委嘱(注)3	12,000	－	－

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 金融機関等からの借入金・リース債務に対して債務保証を行っております。

3. 当社の主要株主高宮東実は、2006年4月1日付で取締役を退任し、名誉会長に就任いたしました。報酬額については、委嘱する業務の内容等を勘案し、取締役会にて協議の上決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 365円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 17円30銭 |